

国民年金保険料の納付に困ったら



経済的に保険料を納めるのが困難な人などのために、免除制度などがあります。
保険料が未納のままだと、老後の年金だけでなく、若いときにも支給される障害基礎年金などが、受けられない場合があります。納付に困ったら、早めにご相談ください。

● 納付が困難な人のための免除制度

経済的な理由などで保険料の納付が困難な人は、申請して認められれば免除となります。
申請免除には、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。

● 30歳未満の人のための若年者納付猶予制度

本人と配偶者の所得が一定以下（単身の場合57万円がめやす）の20歳以上30歳未満の人は、申請により保険料の納付を後払いにできます。

● 学生のための学生納付特例制度

本人の所得が一定以下（扶養親族などがいない場合118万円がめやす）の学生は、申請により在学期間中の保険料を後払いにできます。

問い合わせ	熊本西社会保険事務所	☎ 355-3261
	町民課年金係	☎ 232-4914

社会保険庁ホームページアドレス <http://www.sia.go.jp/>

所得税・住民税の申告などに必要な 障害者控除対象者認定の申請について

65歳以上の要介護認定者で、申請により「障害者控除対象者」と認定された方は、町で交付する「障害者控除対象者認定書」により障害者控除を受けることができます。ただし、身体障害者手帳などで控除を受けている方は該当になりません。

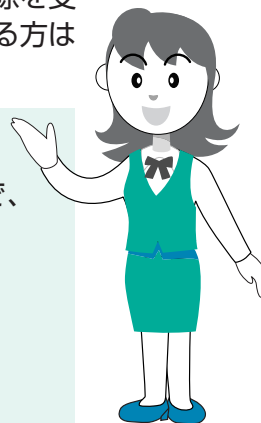
◆対象者

町内に住所を有する65歳以上の要介護認定を受けている方で、平成20年12月31日現在の状態が次のいずれかに該当する方。

- （障害者） ・身体障害者（3級～6級）に準ずる方
・知的障害者（軽度・中度）に準ずる方
- （特別障害者） ・身体障害者（1級、2級）に準ずる方
・知的障害者（重度）に準ずる方

◆手続きに必要なもの

- ・障害者控除対象者認定申請書（介護保険係で用意しています）
- ・印鑑



申請・問い合わせ先 健康・保険課 介護保険係 ☎ 232-4912

ひとり親家庭などへの助成・貸付制度をご存知ですか？

●医療費の助成制度（ひとり親家庭などが対象）

ひとり親家庭などの医療費の一部を助成することにより、経済的、精神的負担を軽減し、ひとり親家庭などの健康増進と福祉の向上を図ることを目的としています。

助成対象者 ①母子家庭の母 ②父子家庭の父 ③ひとり親家庭の児童 ④父母のない児童
助成の範囲・額 国民健康保険、社会保険各法の規定により支払った負担金（付加給付控除後）の3分の2を助成します（所得制限があります）。

●児童扶養手当制度（母子家庭などが対象）

父親のいない児童や、一定の障害のある父親をもつ児童などを監護している母、または母にかわってその児童を養育している人に対して支給されます。ただし、国民年金、恩給、厚生年金などの公的年金を受けることができる人には、支給されません。

手当の対象となる児童

- ①父母が離婚した後、父親と別れて生活している児童 ②父が死亡した児童
- ③父が障害の状態にある児童 ④父が生死不明の児童（1年以上生死不明）
- ⑤1年以上にわたり、父から遺棄されている児童
- ⑥1年以上にわたり、父が法律により拘禁されている児童 ⑦母が婚姻によらないで生まれた児童

手当の額（月額）児童1人のとき

全部支給 41,720円 一部支給 所得に応じて定められます。
児童2人のとき、5,000円加算。3人目から3,000円加算になります。
（受給者や扶養義務者の前年度の所得が一定以上の場合は支給制限があります。）

問い合わせ 福祉課 子育て支援係 ☎ 232-4913

●母子福祉資金貸付制度（母子家庭などが対象）

母子および寡婦家庭に資金を貸付けることにより、経済的、精神的負担を軽減することを目的とします。

貸付資金 修学資金・修業資金・就学支度資金・就職支度資金・転宅資金・生活資金など
※ただし、貸付を受けるには事前相談が必要です。

問い合わせ 県菊池福祉事務所 ☎ 0968-25-0689

平成21年10月から個人住民税の公的年金からの特別徴収制度が始まります

■特別徴収とは

今まで納付書や口座振替で納付（普通徴収といいます）いただいていた公的年金にかかる個人住民税が当該年金から天引きされる制度です。

■対象となる方は

個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金などの支払いを受けた方で、年度の初日（4月1日）において老齢年金などを受給している65歳以上の方です。

※ただし次の方は特別徴収の対象となりません。

- 1月1日現在、菊陽町に住所がない方や、1月1日以降に転出された方
- 老齢基礎年金給付額の年額が18万円未満の方
- 菊陽町の行う介護保険の特別徴収対象者でない方
- 個人住民税の特別徴収額が老齢基礎年金給付額の年額を超える方

問い合わせ 税務課 住民税係 ☎ 232-4911